

2022年9月

全国知事会 御中

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農 林 中 央 金 庫

地方税の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症を契機とした書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、依然として、感染症の終息が見通せないなか、引き続き、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、今般、金融界は、電子納付の推進のために望ましい施策等について、別紙記載の事項を総務省に対して要望いたしました。

つきましては、金融界のこうした活動の趣旨をご理解いただき、各地方団体における理解・検討促進に向けてご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 地方税の電子納税環境整備

(1) 地方税統一 QR コードの全税目付与義務化および公金収納への拡大

地方税統一 QR コードによる収納に関して、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割および軽自動車税種別割の4税目については、貴省の指導のもと、ほぼすべての地方公共団体が、2023年4月からこれに対応予定であると承知している。

また、その他の地方税目についても、令和4年度税制改正により、2023年4月から地方税統一 QR コードによる収納が可能とされたところ、貴省におかれては、各地方公共団体における対象税目の拡大が進むよう、積極的に支援いただきたい。

さらに、金融機関としては、既存資産の効用最大化を図る観点から、地方税統一 QR コードが、地方公共団体が収受する公金にも拡大されることを希望している。

本件は「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、2022年度末までに結論を得ることを目指し、検討を行う体制を立ち上げ、結論を得た論点から速やかに措置することとされているほか、情報通信審議会 情報通信政策部会「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方 報告書」においても、「総務省においては、(中略) 医療機関や行政機関への公金納付における JPQR の導入推進を図るべきである。」とされており、貴省におかれては、本件を力強く進めていただきたい。

(2) eLTAX の利便性向上

①他システムと連携した UI・UX のさらなる改善

金融界は、特に、国税との関係において、納付者が国税と地方税に係るそれぞれの手続きをシームレスかつ簡便に行えるようにすべきであると考えている。

さらに、「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルや e-Gov の活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルや e-Gov の機能強化等を行う。」とされている。

貴省におかれては、eLTAX の UI・UX のさらなる改善等を図っていただくとともに、e-Tax やマイナポータル、e-Gov との情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、国税庁・デジタル庁と国民目線に立った検討を進めていただきたい。

②継続アップロード機能の実現

貴省および地方税共同機構が事務局を務める「地方税における電子化の推進に関する検討会」の令和2年度とりまとめにおいて、QR コード納付方式と並ぶアップロード納付方式に関して、eLTAX に「継続アップロード機能」¹を実装することが不可欠と考える旨が記載されている。

本機能は、特に、法人にとっては、極めて効率的な手段であると考えられること

¹ 納税者から一度アップロード希望を受けた案件（同一の固定資産や自動車）については、翌年度以降も納税者の新たな操作を要せずに、納付書情報が eLTAX 上にアップロードされる仕組み。

から、この実装に向けて、取組みを継続いただきたい。

③納税証明書の表示・出力機能の実現

「地方税における電子化の推進に関する検討会」において検討することとされている、処分通知等のオンライン化に関して、自動車税等の納付書に付属する納税証明書についても、この対象に含め、eLTAXにより表示・出力できるようにしていただきたい。

金融界としては、本措置により、納税証明書に金融機関出納判が必要であるが故に、現在、窓口納付を選択されている方の行動変容のきっかけになることを期待している。

(3) 納付書の様式統一

地方税統一 QR コードによる収納が措置されたことにより、必ずしも納付書の様式が統一されていなくとも効率的な処理が可能となったが、金融機関としては、帳票の機械処理の迅速性・正確性の観点から、あらゆる税・公金の納付書の様式が統一されることを希望している。

足許では、貴省を中心として、自治体システム標準化の検討が進められているところ、その一環として、地方公共団体が収受する税・公金の各種納付書について、自庁印刷分を含む独自規格を見直し、様式統一を図っていただきたい²。

(4) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化

「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）」においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

貴省におかれては、電子申告の利用率100%の実現に向け、国税庁とも連携し、大法人以外にも電子申告を義務化するようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率100%を目指すべき将来像と考えており、電子納付の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。

この点、公共機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、これを含めて積極的に検討いただきたい。

(5) 延滞金等の取扱いの見直し

地方税の納期限経過後に生じる延滞金・督促料等の徴収を金融機関が行うことと

² なお、この統一様式は「マルチペイメントネットワーク（MPN）標準帳票ガイドライン」にもとづくものとするのが合理的と考えられる。

している地方公共団体があるが、延滞金等の計算を行い、税額を確定することは徴税権者の権限に属するため、指定金融機関等の業務を逸脱していると考ええる。

さらには、延滞金等の算出方法が煩雑であることに加え、地方公共団体・税目によって収納方法が異なる場合もあることから、金融機関は、各地方公共団体に対して、1件ごとに収納方法を確認したうえで収納している等、大きな事務負担となっている。

この点、地方税統一 QR コードによる収納については、「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QR コード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしない。」とされたが、その他の収納方法によるものについても、金融機関における徴収は本税のみの取扱いとし、延滞金等は各地方公共団体において徴収するよう、指導を徹底いただきたい。

(6) 証券による納付の廃止

2023 年 4 月から開始される地方税統一 QR コードによる収納に関しては、キャッシュレス納付の推進の文脈から、証券による納付の取扱いが不可と整理された。

この点、地方税統一 QR コードが付された地方税目のみが、証券による納付の取扱いが不可となることは、金融機関窓口での誤った取扱いの誘発、ひいては納税者にご迷惑をおかけすることに繋がる懸念がある。

また、本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026 年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化の観点からも重要であり、については、地方自治法の改正も視野に、証券による地方税の納付の取扱いを一律で廃止し、さらなる電子納付推進の原動力としていただきたい。

(7) 自動車税納付の利便性向上

①一括納付制度の導入促進

一部の都道府県においては、自動車を一定台数以上保有する者を対象に、自動車税の納付書を 1 枚にまとめて交付し、これによる納付を可能とする仕組み（一括納付制度）を導入している。

この一括納付制度は、納付者にとって、大量の納付書を扱うことによる処理負荷や紛失リスクの低減に繋がるものであるほか、今後、地方税統一 QR コードによる収納を行う場合には、読取回数が 1 度で済む効果が期待される。このことは、金融機関および地方団体における業務効率化にも資するものである。

貴省におかれては、自動車税の一括納付制度が全都道府県に導入されるよう、積極的に後押し願いたい。さらに、本制度のその他税目への拡大可能性の検証をお願いしたい。

②納付確認電子化に係るさらなる利便性向上

2015年4月から、自動車税の納付確認電子化³が実現し、登録自動車の継続検査（車検）時における自動車税の納税証明書の提示が不要となっている。

しかしながら、自動車税の納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで最大4週間程度の日数がかかり⁴、自動車税を納付後すぐに車検を受ける際には、従来どおり納税証明書が必要になる場合があるほか、軽自動車ワンストップサービス（軽自動車OSS）においては、国税である自動車重量税が2018年5月から対象となったものの、地方税である軽自動車税は対応していない等、改善点も残されている。

この点、「令和3年度税制改正の大綱」（2020年12月21日閣議決定）において、「軽自動車税環境性能割及び種別割の申告又は報告並びに継続検査時における種別割の納付の有無の事実の確認について、国の関連システムの更改時期⁵に合わせて、オンライン手続により行うことを可能とする。」とされている。また、「規制改革実施計画」（2021年6月18日閣議決定）においては、「警察庁、総務省及び国土交通省は、自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、縦割りを排してBPRを推進する体制整備を行った上で、手数料の納付や納税を一括化することを含め、利用者目線で利便性の向上に取り組む。その際には、窓口申請と比べ、オンライン申請の処理が後回しになることがないよう徹底する。」とされている。

貴省におかれては、自動車保有者の利便性の向上に向けて、関係機関と協力のう え、自動車税の納付確認電子化の対象を拡大していただきたい。

2. 地方団体におけるデジタルトランスフォーメーションの積極的支援

(1) インターネットバンキングの導入促進

インターネットバンキングは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、導入先における生産性向上に資するものである。

各地方団体における導入効果としては、給与・給付金等の振込や残高確認が効率化するほか、公共料金、国税、財政融資資金元利金等の口座振替やペイジー納付が可能となること等が挙げられる⁶。

³ 国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システムと都道府県の自動車税納付確認システムの連携により、運輸支局等が自動車税の納付状況をオンラインで確認できること。

⁴ 2023年4月以降、地方税統一QRコードにより収納された場合には、納付情報の連携が迅速になり、この日数を短縮しようと想定している。

⁵ 自動車登録検査業務電子情報処理システム等の更改時期：2023年1月予定。

⁶ 先般、貴省から地方団体に対して、インターネットバンキングによる口座振替は、地方自治法第232条の5第2項および同施行令第168条の3第2項に抵触するものではなく、現行制度においてもこれを活用することができる旨通知されたものと承知している。金融界としては、他にも次のような法令が、地方団体における支出の方法の判断・決定に影響していると考えており、同様に解釈を示すこと、あるいは法令を改正することにより、地方団体がDXを図りやすい環境作りをお願いしたい。

・地方自治法第232条の6第1項

第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は

本件は、フロッピー・ディスクや CMT の生産終了・新規調達困難化や ISDN 回線の廃止（2024 年 1 月予定）の観点からも喫緊の課題であり、貴省におかれては、導入費用の助成を含め、積極的に促進していただきたい。

(2) 収入証紙の廃止の懇請

現在、旅券発給手数料や納税証明書交付手数料は、収入証紙により地方団体に対して収めることが可能とされており、この収入証紙は、金融機関窓口でも販売している。

上記の収入証紙による納付の取扱いについて、キャッシュレス納付への移行が進むよう、各団体の取組みを後押ししていただきたい。

足許では、収入印紙等により国に対して納める自動車検査登録手数料、旅券発給手数料、登記関連手数料等について、本年 4 月「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」の成立により、キャッシュレス納付への道が開けたところ、この機運を逃すことなく、収入証紙の廃止を最終的に目指すべき姿として、積極的に懇請していただきたい。

(3) ウェブ口座振替受付サービスの導入促進

ウェブ口座振替受付サービスは、多数の金融機関が提供しているサービスであり、書面のやり取りが不要となるほか、迅速な口座振替納付の開始が可能となるものである。

貴省におかれては、ウェブ口座振替受付サービスをすでに導入している地方団体における先進事例の横展開や導入費用の助成等により、各地方公共団体の取組みを促進いただきたい。

3. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

電子納付のさらなる推進のためには、上記 1. のような環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

足許では、2022 年 12 月から、国税のスマートフォン納付が、2023 年 4 月から、地方税の QR コード納付が提供される予定である。

こうした措置により、より電子納付の利便性が高まろうというところ、今後、ますます、地方税と国税とが一体となった周知・広報が効果的に作用すると考えられ

公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。

・地方公営企業法第 22 条の 4 第 2 項

出納取扱金融機関は、管理者の振り出した小切手又は管理者の通知に基づかなければ、地方公営企業の支出の支払をすることができない。

る。

貴省におかれては、国税庁等とも緊密に連携し、電子納付の周知・広報を積極的に展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）や、金融機関職員も使用できるようなツール（FAQ 集・トークスクリプト等含む）の提供をお願いしたい。

(2) 電子納付へのインセンティブ付与

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考え

る。
貴省におかれては、地方税の電子納付についても、これを行う者へのインセンティブが働くような在り方を検討いただきたい。

4. 経費負担の適正化

金融機関は、かねて各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、コストの適正な負担をお願いしてきている。本件は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、以下のとおり要望する。

(1) 地方税の収納に係る手数料の適正化

2022年3月、貴省から各地方団体に対し、現時点における公金収納等事務について、適正な経費負担となるよう見直しを行われたい旨の依頼通知が発信されたものと承知している。

金融界としては、本通知が関係当事者における検討・交渉のきっかけとなっている点でこれを歓迎しつつ、実際に見直しが行われることで、地方税の収納業務のさらなる効率化・電子化の目的が達せられるものと考えている⁷。

貴省とは、この認識を改めて共有させていただき、引き続き、本件に関する地方公共団体の理解促進、見直しの積極的な態度をお願いしたい。

⁷ 2020年10月22日、「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」の第2回会合において、現行の窓口収納における手数料水準が非常に低廉であることが、地方税・公金の収納業務が効率化・電子化できない阻害要因となっているとの指摘があり、その後、「規制改革実施計画」（2021年6月18日閣議決定）において「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。」とされた。

(2) 預貯金等照会に係る経費負担の適正化

地方公共団体から金融機関に対して行われる預貯金照会について、金融機関においては、仕分け、照合、文書作成、郵送等の一連の業務フローにおいて、相応の事務負担が生じている。その他の行政機関から寄せられるものを含め、膨大な量であるが、法令にもとづき対応を行っている。

貴省におかれては、本件対応によって金融機関に生じるコストをご理解いただき、適正な負担をお願いしたい。

以 上